

戦後日本の道德教育における「誠実・正直」の位置づけと変遷 — 学習指導要領および指導書・学習指導要領解説の検討 —

桑 嶋 晋 平*

The Position of “Sincerity” in Moral Education in Post-war Japan:
An Analysis of the Course of Study for Moral Education and the Commentary since 1958

Shinpei Kuwajima

はじめに

本稿では、戦後日本の道德教育における「誠実・正直」の位置づけとその変遷をあきらかにする⁽¹⁾。具体的には、小学校・中学校の学習指導要領および指導書・学習指導要領解説（以下、指導書・解説と記載する）の変遷をたどり、そこから得られる論点について考察をおこなう。

この検討は、誠実・正直という道德的価値の理解をふかめるという意味をもちうるけれども、本稿の主たる関心は、誠実・正直が近現代日本の教育にいかなる影響をあたえてきたのかを解明することにある。誠実・正直は、古代よりこの国の倫理的な思考や心性を規定し、近現代日本の教育にも多大な影響をおよぼしてきた。誠実・正直の教育への影響をあとづけることは、近現代日本の教育の歴史や思想をとらえなおすうえで、きわめて重要な課題である。

そして、誠実・正直の影響が端的にあらわれているのが、道德教育の領域にはかならない。道德教育における誠実・正直の影響をたしかめることで、近現代日本の教育への誠実・正直の影響というおおきな課題にたいするひとつの回答を得られるだろう。

この課題は、言説や実践などさまざまな次元で問われる必要があるけれども、本稿では、学習指導要領および指導書・解説に目をむける。学習指導要領および指導書・解説には、内容項目のひとつとして誠実・正直が記され、その意味内容についても論じられているため、位置づけと変遷とをたしかめるうえで恰好の対象とかがえられるからである。

1. 誠実・正直の伝統と近現代日本の道德教育

この国の伝統的な倫理観のなかで、誠実・正直が特権的な位置をしめてきたことは、すくなくない研究が論じてきた。相良亨は、「現代の日本人」が「いついかなる場合においても絶対にしたがわなければならないという規範」を欠如させているにもかかわらず、ただひとつ、誠実がよりどころとなっていることを指摘する [相良 1998:4-5]。相良によれば、この思考や心性の源泉は古代の清明心であり、中世の正直、近世の誠、至誠を介して近現代にいたっている [相良 1998:9]。坂東洋介がいうように、その意味的な芯は、「私欲・利己心を去った心、ひいては心身の、純粋清浄なるありよう」にあった [坂東 2019:52]。

この伝統は、道德や倫理のよりどころであると同時に、種々の問題を生じさせてきたこともまた事実である。相良は、「自己の心情への誠実さ」が強調されることで、「自分の心情の世界に生きて、他者の他者性をはっきり自覚していない」こと、そして、「客観的普遍的な倫理意識の未成熟と心情倫理重視の傾向」という問題が生じていることを指摘する [相良 1998:9-14]。あるいは、丸山眞男は、「倫理意識の『原型』として「共同体的功利主義と心情の純粋な発露という動機主義の結合」を見出し、「心情の純粋な発露」が「共同体的功利主義」とむすびつくことの問題を論じていた [丸山 1998:65]。

誠実・正直の伝統⁽²⁾は、近現代日本の教育にも

* 日本女子大学人間社会学部教育学科准教授

多大な影響をおよぼしている⁽³⁾。そして、その影響がもっとも端的にあらわれているのが、道徳教育の領域である。ここでは、一例として、『国体の本義』（1937年）と修身教科書への影響をとりあげておく。『国体の本義』「第一 大日本帝国」の四「和と『まこと』」では、「我が肇国の事実及び歴史の発展の跡を辿る時、常にそこに見出されるものは和の精神」であること、および『『まこと』の心』が、「人の精神の最も純粋なもの」で、「人はまことに於て、その生命の本をもち、まことによつて万物と一体となり、又よく万物を生かし、万物と和する」と書かれている〔文部省 1937:59〕。字面通り読めば、「まこと」とは、「和」という肇国以来つねにみいだされる精神を可能にする条件として位置づけられている。

『国体の本義』における「和と『まこと』」が影響をおよぼしたもののひとつが、修身教科書である。たとえば、1944年から1945年にかけて編纂された中等修身教科書においては、「至誠」という一課が設けられている。そして、編纂趣意書の解説箇所では、「本然の清明心、誠の心に立ち帰る」ことで、「私を去つて公に合し、小我を去つて国家生命と一つになり、自己本来に立つに至る」と語られる〔文部省 1945:34〕。このように、戦前・戦中の修身教育において、誠実・正直は特権的な位置をあたえられてきた。

戦後の道徳教育にかかわっても、誠実・正直を重視する言説が提示されてきた。たとえば、勝部真長は、諸徳が「誠実（善）と自由」に貫かれることによって、本来の意味での善たりうると述べていたし〔勝部 1959:113〕、古川哲史は、「総花式」の道徳教育にたいし、清明心に由来する「純粋」と「全力的」を要とすることを提起していた〔古川 1961:193〕。言説の次元にとどまらず、たとえば定番教材『手品師』（この教材は、「誠実・正直」の内容項目にかかわるものとして位置づけられている）をめぐる議論が繰り返されてきたように⁽⁴⁾、誠実・正直の影響が戦後も継続していることは、実践の次元においても同様に見ることができる。

以上のように、誠実・正直の伝統は、近現代日本の道徳教育に多大な影響をおよぼしてきたとかんがえられる。本稿では、その戦後における影響を、学習指導要領および指導書・解説にみてとることをこ

ころみる。学習指導要領および指導書・解説については、改訂ごとにさまざまな註解書や研究がだされてきたけれども、誠実・正直はあくまで内容項目のひとつとしてあつかわれる場合がほとんどであり、伝統との関係についてはまったく論じられてこなかった⁽⁵⁾。学習指導要領および指導書・解説をたどることで、誠実・正直の伝統が戦後の道徳教育にいかにながれこんでいるのか、そして、どのような変容が生じたのかがあきらかにされるはずである。

2. 現行学習指導要領および解説における誠実・正直

戦後の道徳教育における誠実・正直の位置づけと変遷をたしかめるうえで、まず、現行の学習指導要領における位置づけをたしかめておきたい。小学校学習指導要領においては、「A 主として自分自身に関すること」の「正直、誠実」として、以下のように記されている。

〔第1学年及び第2学年〕

うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。

〔第3学年及び第4学年〕

過ちは素直に改め、正直に明るい心で生活すること。

〔第5学年及び第6学年〕

誠実に、明るい心で生活すること。

小学校学習指導要領では、2学年ごとに段階に応じた誠実・正直が内容としてしめされている。また、その際には、「素直」や「明るい心」といった語と関連づけられていることがわかる。

また、中学校においては、「正直、誠実」という項目は消えるものの、「A 主として自分自身に関すること」の「自主、自立、自由と責任」の項目中に、「自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと」と誠実の語が登場する。

現行の学習指導要領において、「正直、誠実」は、小学校では内容項目のひとつとして、中学校においては、「自主、自律、自由と責任」という内容項目のなかに位置づけられている。

以上のことから、小学校および中学校学習指導要領の文面上、誠実・正直に特権的な位置があたえられることはなく、あくまでほかの内容項目と並列されているにとどまっていることがうかがえる。他方、『中学校学習指導要領解説』に目をとおしてみると、以下のような記述がみられる⁽⁶⁾。

「誠実に実行」するとは、すがすがしい明るい心で、私利私欲を交えずに真心を込めて具体的な行為として行うことである。誠実は、自己を確立するための主徳であると言われ、Aの視点の内容項目だけでなく、他の視点の多くの内容項目にも関わる価値である。[文部科学省2018:26]

ここでは、誠実が「自己を確立するための主徳」といわれており、解説が相当の重きをおいていることがわかる。「主徳」という語は、一般に、「ある文化にとって最も根本的とみなされる徳」を意味し、元徳（たとえば、古代ギリシアにおける知恵、勇氣、節制、正義）と同義とされる（『精選版 日本国語大辞典』）。そうすると、誠実は、自己を確立するうえでの「最も根本的な徳」ということになる。

このことを、どう解するべきだろうか。解説には、「自己を確立するための主徳」という記述の詳細が述べられているわけではない。そこで、節を変え、解説の記述がなにをもとにして書かれているか、ということに目をむけたい。

3. 「主徳」としての「誠実」という学習指導要領解説の記述の背景

学習指導要領やその解説の執筆者がだれであるかは、基本的に明示されない。それゆえ、一般に記述の意図を探ることは困難である。ところが、「誠実」を「主徳」と記したであろう人物は特定でき、かつ、その人物は、「主徳」と記す意図についても一定書き記している。その人物とは、文科省で教科調査官をつとめていた澤田浩一である⁽⁷⁾。

澤田は、『道徳的諸価値の探究』（2020年）において、「『誠実』は、自己を確立するための主徳であると言えます」と記したのち〔澤田2020:24〕、『新倫理学事典』（1970年）からの引用

をおこなっている。「主徳」という記述は、この箇所にもつづいている可能性がきわめて高い。

それでは、『新倫理学事典』において該当項目を執筆した小倉志祥は、「誠実」が「主徳」であるということをもどのように論じていたのだろうか。まず、事典の該当箇所を引いておく。

道徳意識がどの方向を志すにせよ、またどのような徳を体得するにせよ、その不可欠の条件は自由の主体としての自己自身（実存）の確立である。道徳は自然ではなく自由に基づく。自己確立のための主徳として、われわれは誠実を掲げることができよう。誠実は自己自身に対する基本的態度である。誠実がなければ他者に対する忠実も相互信頼も成立しない。誠実は無意識の状態ではなく、自己意識の態度である。現実の自己存在は絶えず変化する。心の変動には絶え間がない。昨日の愛情は今日は変化し、色あせている。この自己の現実に従って愛の約束を放棄することは決して誠実ではない。真実の自己は自然的自己ではない。固定した自己が予めあって約束が成立するのではなく、約束を守ることによって自己が成立するのである。誠実において時の変化を越えた自己が自覚されるのである。[小倉1970:365]

小倉は、道徳意識や徳の体得において、「自由の主体としての自己自身（実存）の確立」が不可欠の条件だという。このようにいわれるのは、道徳が「自然ではなく自由に基づく」がゆえ、自由の主体としての自覚を欠いては、成立しえないからである。自由の主体としての自己を確立するに際して、誠実が必要不可欠だ、と小倉は主張する。誠実は、「自己自身に対する基本的態度」であり、それがなければ、「他者に対する忠実も相互信頼も成立しない」[小倉1970:362]。

なぜ自己の確立に誠実が必要不可欠なのか。自己の同一性が誠実において自覚されるからである。自己は時間のなかで絶え間なく変化する。昨日や明日の自己とはことなるにもかかわらず、おなじ自己であるとみとめること、そのような自己を小倉は「真実の自己」とよんでいる⁽⁸⁾。この自己の同一性がなければ、つまり、誠実でなければ、約束を守るこ

となどできないし、相互信頼も生じ得ない。

このようにみえてくると、小倉が「主徳」という語をもちいている理由もあきらかになる。小倉は、ほかの箇所では「元徳」の語をもちいているにもかかわらず、誠実の箇所では「主徳」の語をもちいている。「元徳」とは、たとえば四元徳（智慧・勇気・節制・正義）のような根源的な徳である。それにたいし、「誠実」という「主徳」は、道徳の主体を成立させ、根源的な徳やそこから派生する種々の徳を可能にする条件である。その意味で、誠実は、道徳の基盤をなしている。誠実とは、道徳の「可能性の条件」なのである〔ボルノー 1983:205〕。

澤田は、この小倉の論をうけて、解説に「主徳」と記しているとみてよい。澤田において、そして解説において、「誠実」は、道徳の可能性の条件として特権的な位置をあたえられている。それでは、このような誠実・正直の理解は、現行の解説に特有のものなのだろうか。このことをたどるのが、つぎの課題となる。

4. 学習指導要領における誠実・正直の変遷

ここでは、1958年の特設から現在にいたるまでに、道徳の時間および特別の教科・道徳の内容項目として誠実・正直がいかに位置づけられてきたのかを整理しておく。〔表-1〕〔表-2〕は、1958年版から2017年版にかけての小学校および中学校学習指導要領における誠実・正直にかんする内容項目を一覧にしたものである。「主として自分自身に関すること」のような視点がある場合、それを「視点」としてしめしたうえで、誠実、正直の語、および「清らかな心」が登場する箇所を明記している。なお、前述のようにこの国における誠実・正直が清明心を源泉とすることから、「清らかな心」についても記載している。

まず、小学校学習指導要領における誠実・正直の変遷についてである。変遷としては、つぎのことがうかがえる。1つ目に、小学校においては、どの年にも、誠実・正直にかんする項目が登場している。2つ目に、「清らかな心」は、1958年版から1977年版に登場し、それ以後はなくなる（崇高なものにかんする内容項目はその後ものこっているから、表現があらためられた、というべきだろう）。3つ目に、

1989年版から4つの視点が登場し、誠実・正直は、「主として自分自身に関すること」に位置づけられている。4つ目に、2007年版から、第3学年及び第4学年に、「過ちは素直に改め」が追加されている。中学校の場合もそうであるが、1989年に、4つの視点が登場し、2学年ごとに項目がたてられているように、ここでの変化はそれなりにおおきかったとみてよいだろう。5つ目に、全体のなかでは中盤、もしくは4～5番目におかれることがおおかったが、2017年版からは、2番目に位置づけられている。

つぎに、中学校学習指導要領における誠実・正直の変遷からうかがえることである。1つ目に、小学校同様、どの年にも誠実・正直にかんする項目が登場することである。2つ目に、1958年版に真理、幸福、信頼という項目中に誠実が登場するのだが、1968年以降、自主や自律、責任といった項目と統合されている（小学校の場合、誠実・正直とはべつに自主や自律、責任の項目がたてられている）。3つ目に、小学校同様、1989年版以降、「主として自分自身に関すること」に位置づけられている。4つ目に、2017年版からは、「判断」が加わっている。5つ目に、中学校では、2017年版から、1番目におかれている⁹⁾。

以上のことから、小学校、中学校ともに、1968年版、1989年版、そして2017年版において、すくなくない変化があったことがうかがえる。

表－1 小学校学習指導要領における誠実・正直の登場箇所

年	視点	内容
1958	主として「道徳的心情, 道徳的判断」に関する内容	(10) 正直でかげひななく、真心を持った一貫性のある行動をする。 (低学年においては、うそを言わないこと、ごまかしをしないこと、約束を守ることなどを指導し、中学年・高学年においては、常に誠実に行動することを内容とすることが望ましい。)
		(17) 美しいものや崇高なものを尊び、清らかな心を持つ
1968		(8) 常に真心をもって正直に行動する。 (低学年においては、うそをいわないこと、ごまかしをしないことなどを、中学年・高学年においては、常に誠実に行動することを、おもな内容とすることが望ましい。)
		(15) 美しいものや崇高なものを尊び、清らかな心をもつ。 (低学年・中学年においては、美しいものや清らかなものをたいせつにすることを、高学年においては、さらに、崇高なものを尊び清らかな心をもつことを加えて、おもな内容とすることが望ましい。)
1977		6 常に明るく、誠実に行動する。 (低学年においては、いつも明るくはきはきとすること、うそを言わないこと、ごまかしをしないことなどを、中学年・高学年においては、常に誠実に行動し、明るい生活をするを、主な内容とする。)
		11 美しいものや崇高なものを尊び、清らかな心をもつ。 (低学年・中学年においては、美しいものや清らかなものを大切にすることを、高学年においては、更に、崇高なものを尊び、清らかな心をもつことを加えて、主な内容とする。)
1989	1 主として自分自身に関する事	[第3学年及び第4学年] (5) 正直に、明るい心で元気に生活する。
		[第5学年及び第6学年] (4) 誠実に、明るい心で楽しく生活する。
1998	1 主として自分自身に関する事	[第3学年及び第4学年] (5) 正直に、明るい心で元気に生活する。
		[第5学年及び第6学年] (4) 誠実に、明るい心で楽しく生活する。
2007	1 主として自分自身に関する事	[第3学年及び第4学年] (4) 過ちは素直に改め、正直に明るい心で元気に生活する。
		[第5学年及び第6学年] (4) 誠実に、明るい心で楽しく生活する。
2017	A 主として自分自身に関する事	[第1学年及び第2学年] うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。
		[第3学年及び第4学年] 過ちは素直に改め、正直に明るい心で生活すること。
		[第5学年及び第6学年] 誠実に、明るい心で生活すること。

表－２ 中学校学習指導要領における誠実・正直の登場箇所

年	位置	内容
1958	2 道徳的な判断力と心情を高め、それを対人関係の中に生かして、豊かな個性と創造的な生活態度を確立していこう。	(7) 常に真理を愛し、理想に向かって進む誠実積極的な生活態度を築いていこう。 真理を愛し、現実の困難にもかかわらず、あくまで理想を追求することは、青年にふさわしいりっぱな態度である。しかし、ともすると夢を追って空想にはしったり、また、現実のきびしさに負けて、世をいとうようになりがちであるが、それは、理想と現実の関係を正しく理解しないからである。 人間は現実のただ中であって、良心を失わず、真理の追求と理想実現の努力を続けることを通して成長するものであることを理解し、誠実積極的な生活態度を築いていこう。
		(8) 真の幸福は何であるかを考え、絶えずこれを求めていこう。 人はだれしも幸福を願うものであり、それは尊重されなければならない。物質的な豊かさや感覚的な快楽を求めるとも、それが人間の幸福を高め、かつ、社会的に承認される形で充足されるかぎりには、意義のあることである。しかし、このような欲求の充足のみで真の幸福が得られるとはいえない。心の底から満足でき、しかも、長続きのする幸福は何かをいつも自分の心に問い、高い精神的価値を求める誠実な生活態度を築いていこう。
	3 民主的な社会および国家の成員として、必要な道徳性を発達させ、よりよい社会の建設に協力しよう。	(2) お互に信頼しあい、きまりや約束を守って、集団生活の向上に努めよう。 学校や職場などの集団生活は、お互が正直誠実で一定のきまりや約束を守らなければならない。それゆえに、集団の意義や目標と自己の分担する役割をよく理解し、成員としての自覚をはっきりもって、お互に信頼しあうことがたいせつである。また、各自が勤労の尊さを理解し、勤労を通じて集団生活の向上に努めよう。
1968		4 ことに当たって常に自主的に考え、自分で決断し、それを実行した結果に責任をもとうとする。 (1) かげがえのない独立の人間としての誇りをもち、他人にたよらない自主自律の態度を伸長すること。 (2) みずから選んだことはこれを誠実に行ない、その結果について率直に責任を引き受けようとする。
1977		4 人間としての自覚をもち、常に自主的に考え、自分で決断し、その結果について責任をもつ。 (自主自律の態度を伸長し、自ら選んだことを誠実に実行するとともに、自分の行動については率直に責任をとり、人間としての誇りをもつように努める。)
1989	1 主として自分自身に関すること。	(3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつようにする。
1998	1 主として自分自身に関すること。	(3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。
2007	1 主として自分自身に関すること。	(3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。
2017	A 主として自分自身に関すること	[自主、自律、自由と責任] 自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。

5. 指導書・解説における誠実・正直（小学校）

周知のとおり、学習指導要領には、「公式」の解説が存在する。指導書・解説である。指導書・解説は、法的拘束性をもたないけれども、「公式」であるがゆえ、その影響力はきわめておおきい⁽¹⁰⁾。以下では、指導書・解説における誠実・正直にかんする記述をたどることで、それがどのように解されてきたのかをあきらかにする。

まず本節では、小学校の指導書・解説をみていく。1958年版および1969年の指導書においては、個々の内容項目についての記述はみられない。ただし、1969年版には、「改訂の要旨」と「内容の32項目の相互関連」の箇所、正直や誠実にかんする記述がある〔文部省1969:11〕。

1969年版の「改訂の要旨」では、1958年版の「正直でかげひなたなく、真心を持った一貫性のある行動をする」という項目が、「常に真心をもって正直に行動する」に改訂された理由として、「従来の表現がかなり重複する内容を示していると考えられたため」と記載されている〔文部省1969:11〕。

後者の「内容の32項目の相互関連」には、内容項目の意味内容および、ほかの内容項目との関連がしめされている。それによると、「正直でかげひなたなく、真心を持った一貫性のある行動をする」の意味するところは、「つねに良心に従い、純粋により意志をもって、人を欺くことなく、積極的に正直な行動をすること」とされる〔文部省1969:40-41〕。「純粋に」が「よい意志」を修飾しているけれども、すぐあとに「自己の利益を獲得すること」を戒めていることからすると、欲望や感性に規定されることを批判しているのとらえることができる。また、1969年版には、信頼と「表裏一体」の関係をもつ、という記述がみられる〔文部省1969:41〕。真心をもった正直な行動と互いに信頼し合い助け合うことが即座につながるかは議論の余地があるけれども、指導書においては、自己利益ではない正直な行動が相互の信頼を生む、という記述がされていることをおさえておく。

同様に、1978年版の指導書でも、自己の利益や優越感、支配欲が否定される。ちがいがみられるのは、1978年版において、「相手の立場になって考え、

相手のためによりよように」というように、純粋な気持ちを「相手」にたいするものとして記述していることだろう〔文部省1978a:38〕。自分のためではなく、相手のために、というのが純粋な気持ちだ、というのである。1978年版では、個々の内容項目の説明というより、内容項目相互の連関が記述されているが、誠実が登場する段落では、「だれにも親切にし、弱いひとや不幸な人をいたわる」や、「広い心で人の気持ちや立場を理解する」があげられており、「相手」にたいする誠実、という観点が強調されている〔文部省1978a:38〕。

1978年版にたいし、やや趣がかわるのが、1989年版である。前述のとおり、1989年版では、4つの柱が登場し、「主として自分自身に関すること」に位置づけられていく。また、これ以降、2学年ごとに記述されるようになる。

1989年版をみると、いずれの学年においても、「自分自身に対する誠実さ」、「自分自身に正直であること」、「自分に対する誠実さ」と、「主として自分自身に関すること」であることが強調されている〔文部省1989:22,28,33〕。また、「素直に伸び伸びと生活する」、「明るい心で元気よく楽しく生活する」、「明るい心で楽しく生活する」というように、「明るい心」という記述が目につく。この場合の明るさがあるか否かを指導書は説明していないけれども、後ろ暗さがないことや、公明正大である心のありようを指すと解すれば、私心や私欲を去ることが強調されているとみてよいだろう。

このような記述は、1999年版においてもおおきく変わらない。1999年版は、1989年版と同様の記述がされている〔文部省1999a:35-36,43,48〕。2008年版、2017年版も基本的には同様だが、変化としては、「過ちや失敗」にかんする内容がつけくわえられている⁽¹¹⁾〔文部科学省2008a:48〕。

6. 指導書・解説における誠実・正直（中学校）

それでは、誠実・正直は、中学校の指導書・解説においてどのように語られてきたのだろうか。

小学校同様、1958年版の指導書では、各内容項目の解説はおこなわれていない。ただし、誠実の語をふくむ(7)(8)の内容項目について、「真理愛、

理想の追求、幸福の探求、情操の育成、文化の継承と創造というような、普遍的な精神に対しての各人の心がまえや創造的生活態度を期待したもの」との記載がある〔文部省 1958:10〕。誠実は、心構えや生活態度としてとらえられている。

1970年版以降、各内容項目の解説がおこなわれる。1970年版の記述は、まず自主性が自由の主体を想定することが語られるとともに、自主的な行為の結果には、責任がともなうことがいわれる。したがって、第1の観点として「一個独立の人間としての自覚」が、第2の観点として、「進んで責任を引き受ける心がまえと態度」が要請される〔文部省 1970:49〕。とくに、第2の観点においては、「責任の重さを痛感すれば」「誠心誠意これに当たろうとするに至る」といわれているように、責任が先だち、その後に誠心誠意がくるという順になっている。

つづく1978年版においても、同様である。1978年版は、「自分の行為が及ぼす結果や他人の気持ちなどについて深く考えさせ、自分や社会に対して常に誠実でなければならないことを自覚させ、責任をもった行動ができるように指導することが大切」と説く〔文部省 1978b:38〕。冒頭に、「結果」や「他人の気持ち」がおかれている⁽¹²⁾。1970年版および1978年版では、責任、結果、他人の気持ちといったことがらが、誠実に先だちて記されている。

1989年版においては、微妙な変化がみられる。すなわち、「自分や社会に対して常に誠実でなければならないことを自覚させ、責任をもった行動がとれるように指導することが極めて大切」だといわれ、文面上は、並列とすることも可能であるが、責任に先んじて、誠実がおかれるかたちになっている〔文部省 1989b:23〕。ただし、その直後には、「どのような小さな行為でも、それは自分で考え、自分の意志で決定した者であるとの自覚に至れば、生徒はそれに対して責任を持つようになり、生涯において何かをなすときも、それを誠実に実行するようになるであろう」とあるから、責任と誠実の順序が混在している、ともいえる〔文部省 1989b:23〕。

1999年版においては、誠実が責任に先んじて記されているのだが、それ以上に注目されるのは、「自分の行為の動機の純粋さにとどまらず」という一文がつけくわえられていることである。この一文

は、これ以降もひきつづき記されることとなる〔文部省 1999b:38〕。2008年版、2017年版は、こまかな表現のちがいはあれども、基本的に1999年版をひきついでいる〔文部科学省 2008b:42, 2017b:26-27〕。

7. 誠実・正直の位置づけ

ここまで、学習指導要領および指導書・解説の変遷をみてきた。以下では、ここまでの検討からえられるいくつかの論点について論じたい。まず、誠実・正直を「主徳」とする理解が2017年版に固有のものであったのか、という点である。誠実を「主徳」とする記述がみられるのは、2017年版からである。それでは、それまでのあいだ、誠実・正直は、ほかの内容項目と並列されてきた、とみてよieldろうか。

この点については、どちらともいえない、というより、学習指導要領も指導書・解説も、解釈の余地をのこしている、といえるだろう。ただし、より視野をひろげて、指導要領の註釈書に目をむけると、「主徳」に類する位置づけがみられる。

そのひとつとして、『改訂 小学校学習指導要領の展開』（1968年版）をあげることができる⁽¹³⁾。この註釈書において、波多野述磨は、内容項目の構造化を論じるなかでつぎのように述べていた。

純粋な気持ちで、自分で善悪を判別して実行するのでなければ、真正の道徳とはいえないのであるから、根本に、

- (8) 常に真心をもって正直に行動する
 - (6) 自分の正しいと信ずるところに従って行動し、みだりに他人に動かされない。
- をおく。〔波多野・大平・深川 1968:79〕

波多野は、「真心」や「正直」を「道徳性の黒柱」として内容項目の中心におく。こうした理解は、前述の勝部、古川、あるいは小寺正一といった論者においても論じられており⁽¹⁴⁾、誠実を内容項目の中心に位置づけるというかんがえは、しばしばしめされてきたといえよう。「主徳」という記述は、2017年版に唐突にあらわれたものではない、ということである。

それでは、このような誠実・正直の位置づけは、伝統的な誠をうけついだものなのだろうか、あるいは、ことなる文脈にあるのだろうか。このことをかんがえるため、つぎに、「私心・私欲を捨て去る」という論点について論じたい。

8. 私心・私欲を捨て去る

伝統的な誠実・正直は、「私欲・利己心を去った心、ひいては心身の、純粋清浄なるありよう」に意味的な芯をもっていた〔坂東 2019:52〕。尾花清は、この伝統が戦後の道德教育にながれこんでいることを指摘する。すなわち、尾花は、1989年版の小学校指導書（道德編）およびその執筆者による註釈書を検討するなかで、誠実・正直にかんする内容項目に、清明心、すなわち「私心・私欲を穢れとして捨て去り、自らを無にして、天皇と国家に忠誠をつくり奉仕する心根を表現したものであり、そのことによって自らと集団をいかしていく道」の意味が込められているという〔尾花 1991:28-31〕。

尾花が参照している註釈書は、『改訂小学校学習指導要領の展開 道德編』（1989年版）である。この書では、「古来より日本人は、清明心（キヨキアカキココロ）へのあこがれを持ち続けていた。この誠の心、日本人の心のふるさとともいうべき清明心に注目し、生活を整えようとするのが、児童の道德性の発達にとって欠かせない」と述べられている〔立石 1989:134〕。

私心・私欲を捨て去るということが誠実・正直に込められつづけてきた、ということは、とりわけ小学校において「明るく」とか「明るい心」といった語と誠実・正直が関連づけられてきたことにうかがえる。この場合の明るさとは、朗らかとか陽気といった意味ではない。中原俊通がいうように、「明るく」や「明るい心」という語は、「不安定な情緒や暗さやかげりのない、安定した心の姿であり、一時的なはしゃぎやふざげやおどけでない心情の一貫性」で、「自己に忠実であり他人に誠実であって私心のない状態」を意味している〔中原 1983:50〕。

「私心のない状態」が、利己心のなさ、といったことを意味するならば、それは一般に道德的な価値をもつといえるだろう。

けれども、本報告の序盤に述べたような、伝統の

はらむ問題を加味したとき、ここには、なお問われるべき問題がふくまれているようにおもわれる。「心情の一貫性」といわれるような、心情の純粋さをこそ強調するこの誠実・正直の理解は、「自分の心情の世界に生きて、他者の他者性をはっきり自覚していない」〔相良 1998:13〕という問題を回避しうるのだろうか。

9. 誠実・正直と責任

このことを探るうえで、まずふれておかなければならないのは、小学校と中学校の記述や構成にみられる差異である。

小学校の場合、真面目さや心の明るさ（また、低学年の場合は、うそをつかないこと）に重点がおかれることで、心情の純粋さが強調されており、それにたいする歯止めはかならずしも用意されていない。それにたいし、中学校は、やや趣がことなる。中学校の場合、自主、自律、自由と責任に誠実・正直がふくまれている。指導書においては、1968年版の段階で、誠実に責任を先だたせる記述がなされていたし、1999年版以降「自分の行為の動機の純粋さにとどまらず」という一文がつけくわえられ、誠実とともに責任が強調される。誠実な行動には、その行為の結果にたいする責任がともなう必要がある、というのが、指導要領および指導書・解説の主張である。

1968年版以降、どれほど伝統への対峙が企図されていたかはさだかではないが、澤田の記述をみるかぎり、現行の学習指導要領においては、責任という点に伝統的な誠のはらむ問題を回避する方向をみいだそうとしていることがわかる。澤田は、前述の書のなかで、小倉の論をとりあげたのちに、「他文化・異文化との交流で生きねばならない今日においては、主観的な純粋性のみを先立たせるオプティミズムの問題点が指摘されている」という竹内整一の議論をとりあげている〔竹内 2006:505〕。そして、この問題にたいし、澤田は、「責任」という論点を提示する。すなわち、内容項目にあっては、「誠実に実行」してのあとに、「その結果に責任をもつ」がつづいており、「負うべき義務を忠実に果たすこと、生じた結果に対して応答し、対処すること（レスポンス）が求められ」る〔澤田 2020:25〕。この

ことは、動機に重きをおく立場と帰結に重きを置く立場にかさねられる。つまるところ、——ヴェーバーの有名な区分でいえば——心情倫理と責任倫理を両立せよ、と述べているのである。誠実・正直がはらむ問題を、責任との両立をはかることでのりこえようというのは、たしかにひとつの筋道をしめしているようにおもわれる。

ただし、誠実と責任とがどのようにつながるか、あるいは、つながりえるのか、ということは、よりつきつめてかんがえられる必要がある。たしかに、つながる、という回答も可能であろう。現行の指導要領の場合、自分でかんがえ判断し、それゆえに誠実に実行し、生じた結果にたいして責任を負う、という書きぶりになっている。つまり、自己自身が原因である行為については、責任がともなう、ということを書いてある。これは、ひろく共通了解をえられる言明だろう。

だが、「誠実であることが人間にとって一般的な義務であるとしても、その義務に従うことによって明らかに悪い結果の生ずることが予見できるような特殊な場合には、より少ない悪である嘘をついてもより大きな悪を避けようとするところそがむしろ倫理的」であるともいえるのではないだろうか〔新田 1992:4〕。学習指導要領および指導書・解説では、現在、誠実に実行し、その結果に責任をもつ、という順になっており、結果を勘案し、責任をもつがゆえ、誠実に実行する、という順ではない。そうすると、結局のところ、誠実・正直の問題それ自体は温存されてしまうのではないだろうか。たしかに、責任との関連において、誠実・正直の問題を回避する筋道が一定みいだされるとはいえようが、そこには、なおつきつめるべき論点のこっている。

10. 人間の有限性・相対性と自他の懸隔

「自分の心情の世界に生きて、他者の他者性をはっきり自覚していない」という問題について、もうひとつかんがえておくべき論点がある。すなわち、理の追求と、人間の有限性・相対性および自他の懸隔という論点である。まず、この点についての相良の論をみておく。

元来「誠」には、「誠」は天に通じ、人を動かし、和を実現するという考え方があった。(……) このオプティミズムは、「誠の倫理」を支える「おのずから（「自然」）形而上学」に根ざしている。天地はおのずからの運動とその運動から生じた人・物の総体であるから、人がおのずから（誠）に生きる説き、天地の生々に参与し、自他の合一が実現するというのである。このオプティミズムは、つまりは、自己性と他者性、自己と他者の隔絶する側面の自覚を欠くところに生れたものである。〔相良 1998:14〕。

つまり、誠の伝統においては、誠であることで自他の合一が実現される、と想定されている。誠実であれば、自他の合一が実現する（そこに齟齬は生じない）はずなのだから、とにかく誠実でありつづけよう——このような誠実は、結局のところ、「いかなる行為も『誠実』である限りにおいては許されるという生き方」をもたらしことになるだろう〔相良 1998:14〕。

この問題にたいし、相良は、つぎのような課題を提示する。「理」を追求すること、つまり、自己性・他者性・関係性をそれとして追及することとともに、ひとは「いま」を生きるほかないのだから、「暫定的な『理』をふまえて決断し行為する」こと、すなわち、「他者の存在の明確な認識をふくむ人間の有限性・相対性の自覚をふまえた決断」が必要だということである〔相良 1998:15-16〕。学習指導要領や指導書・解説の記述は、このような課題にこたえうるものであるだろうか。

「理」の追求ということにかんして、1968年版の改訂時に生じた真理と誠実の切り離しは、やはり見逃すことができないようにおもわれる。その後も、真理の探究といった内容項目はおかれてはいるし、現行の中学校学習指導要領における「自主的に考え、判断し」のなかに「理」の追求の意味がふくまれている、とはいえるかもしれない。しかし、1時間に1つの内容項目をとりあげることが常態化し、それを前提として教科書が作成されている今日、真理（というより、真実というべきだろうが）の追求と誠実とのむすびつきは、断ち切られたままなのではないか。

人間の有限性・相対性および他者の存在の明確な

認識、ということにかんして、1998年版の小学校学習指導要領解説において、「過ちや失敗」という観点がつけくえられたことの意味は、おおきいものであったようにおもわれる。それは、自他にたいして誠実・正直であることの困難さを自覚したうえで、それにもかかわらず、誠実であろうとする、そのようなひとのあり方へとつうじえるからである。

しかしながら、このことは、指導上の問題としてとらえられる傾向にあるし⁽⁴⁵⁾、上述の1時間に1つの内容項目という授業のあり方が問題になる。すなわち、人間の弱さといったことがらは、(中学校にかぎってだが)「よりよく生きる喜び」の内容項目にふくまれているため、ここにも分断が生じている。

つまるところ、分断が生じている以上、伝統の問題を回避する道は閉じられてしまっている。戦前のナイーブな「まこと」や「至誠」の強調に比すれば、学習指導要領および指導書・解説には、誠実・正直がはらむ問題に対峙する意図が一定程度あったことがうかがえるけれども、なお課題をのこしつつけている、といえるだろう。

おわりに

本稿では、戦後の道徳教育における誠実・正直の位置づけと変遷を、学習指導要領および指導書・解説を中心として論じてきた。誠実・正直は、この国において伝統に根ざし、近代日本の教育において特権的な位置をあたえられてきた。戦後の道徳教育においても、しばしば誠実・正直を内容項目の中心におく言説がしめされおり、その伝統はながれつつげているといえるだろう。

ただし、戦後の学習指導要領および指導書・解説において、伝統の変容を、また、それへの対峙の意図をみてとることも可能である。

変容は、「主として自分自身に関すること」に収斂している点にみとめられるだろう。近代日本において誠実・正直は、「天皇への没我的忠誠を内実としつつ、国民教育の中で強調」されていたが〔坂東2019:55〕、1989年版以降の学習指導要領においては、むしろ自己やその確立との関連で位置づけられている。没我という意味では、小学校学習指導要領において「明るい心」が継続している以上、その性

格が払拭されたわけではないが——没我そのものを棄却すべき、ということではなく、問われるべきは、没我の内実であるが——、すくなくとも忠誠という側面は後景にしりぞいている。

また、とりわけ中学校の場合、「自分の心情の世界に生きて、他者の他者性をはっきり自覚していない」という問題に対峙しようとする意図がみられる。とくに、誠実に実行したことに責任を負うというかたちで、それはしめされてきた——指導要領の記述上はずれがあるものの、おそらく、このことは、自己やその確立が強調されることとパラレルである。

このように、本稿の検討からは、伝統の変容とそれへの対峙をみてとることができた。ただし、誠実と責任がどうつながりうるのかという点、および、この構図においては、誠実そのものの問題が温存される、という課題をのこしていることがあきらかにされた。また、理の追求と、人間の有限性・相対性および自他の懸隔という論点についても、課題がのこることがうかがえた。こうした問題にいかにもきあうかは、今日にのこされた課題である。

また、本稿の検討は、指導要領および指導書・解説（および、いくつかの註釈書）に限定しておこなわれた。この検討は、指導要領および指導書・解説がつくられる過程、あるいは、教材や指導計画、授業実践といった次元でたしかめられる必要があるけれども、このことも今後の課題としたい。

付記

本稿は、JSPS 科研費（23K12725）の助成を受けたものである。

注

- (1) 厳密に言えば誠実と正直はややニュアンスがことなるが、誠実・正直という道徳的価値は、この国において共通の源泉をもつこと、学習指導要領においても、誠実と正直とに厳密なちがいを込めてつかわれているわけではないことから、並列して表記する。
- (2) ただし、誠実・正直が強調されるのは、資本主義社会に特有の事態ともかんがえられる。資本主義社会において商品交換が拡大すればするほど、誠実・正直による信用の確保が至

上命令となるからである〔亀山 1998:189-191〕。この国における近代の成立と誠実・正直の伝統とがいかに関係しているのかについては、あらためて論じたい。

- (3) 近現代日本の教育と誠実・正直の伝統とのかわりの素描として、〔桑嶋 2021〕を参照のこと。
- (4) 「手品師」をめぐる議論については、あらためて整理される必要があるが、さしあたり、〔藤田 1985, 松下 2011〕を参照のこと。
- (5) たとえば、あとにふれる明治図書出版刊行の学習指導要領の註解書を参照のこと。
- (6) 引用文中の「Aの視点」とは、「A主として自分自身に関すること」であり、「他の視点」とは、「B主として人との関わりに関すること」、「C主として集団や社会との関わりに関すること」、「D主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」である。
- (7) 澤田は、『道徳的諸価値の探究』において、「今回の平成27年の改訂において、道徳科の内容項目の解説に関わるといって我が身に余る有り難い仕事に携わることができました」と記している〔澤田 2020:3〕。
- (8) 自己の同一性という観点からの誠実という徳の説明は、さまざまな論者によっておこなわれている。たとえば、コント＝スポンヴィルは、「誠実さとは同じでありつづけることの徳であり、このおかげで同じものが存在し存続することになる」と論じている〔コント＝スポンヴィル 1999:36〕。こうした説明のしかたは、道徳教育にかかわっても同様におこなわれてきた。たとえば村上敏治は、誠実が作用主体としての人格のはたらき（自己の統一）であり、それが時間的統一・空間的統一からかんがえられると論じている〔村上 1978:54〕。
- (9) 内容項目の順序は、かならずしも道徳的価値の順序や優劣をしめすものではない〔文部科学省 2018:24-25〕。しかし、澤田は、特別の教科化に際して、「誠実」がふくまれる内容項目が一番目におかれたことの意義を述べており〔澤田 2020:24〕、2017年での位置変更は、意図的なものであったといえるだろう。
- (10) 指導書による教育内容や教育方法の統制につ

いては、〔尾花 1991〕を参照のこと。

- (11) 「過ちや失敗」がつけくわえられたことの理由のひとつは、金山京子が論じるように、指導上・実践上の問題にかかわるものだろう。すなわち、金山は、「常に正直・誠実、明朗に行動することのみを要求する指導では、かえって子どもの心に偽りを生み、それを実現できない自己や他者を否定したり矮小化したりすることになりかねない」と述べている〔金山 2008:113〕。
- (12) ただし、学習指導要領の副文では、「自ら選んだことを誠実に実行するとともに、自分の行動については率直に責任をとり」と書かれているから、解説者の意図と指導要領上の文言にずれがある、ということができよう。
- (13) このシリーズをふくめ、おおくの註釈書は、教育課程審議会の調査員や、学習指導要領の作成協力者などによって執筆されている。そのため、指導要領や指導書・解説には書かれていない意図や解釈が記されていることもすくなくない。
- (14) 小寺は、「誠実はそれ自体で価値があるのではなく、人々の行為を価値あるものとする要件」だと論じていた〔小寺 2000:52〕。
- (15) 本稿の註12における金山の議論を参照のこと。

参考文献

- 小倉志祥 1970 「道徳」金子武蔵編『新倫理学事典』弘文堂、pp.360-366
- 尾花清 1991 『道徳教育論』大月書店
- 勝部真長 1959 『道徳教育』大日本出版
- 金山京子 2008 「(4) 誠実に、明るく楽しい心で楽しく生活する」押谷由夫・福田富美雄編『小学校新学習指導要領の展開 道徳編』明治図書、pp.112-113
- 亀山純生 1997 『うその倫理学』大月書店
- 桑嶋晋平 2021 「「まことの倫理」というアポリア」『近代教育フォーラム』第30号、pp.33-43
- 小寺正一 2000 「道徳・内容項目を検証する②」『道徳と特別活動』2000年5月号、文溪堂、pp.50-52
- コント＝スポンヴィル、アンドレ（中村昇・小須田

- 健訳) 1999『ささやかながら、特について』
紀伊国屋書店
- 相良亨 1998『増補改訂版 誠実と日本人』ペリカン社
- 立石喜男 1989「主として自分自身に関すること」
瀬戸真編『改訂 小学校学習指導要領の展開
道徳編』明治図書、pp.85-95
- 竹内整一 2006「誠実」大庭健ほか編『現代倫理学
事典』弘文堂、pp.505-506
- 中原俊通 1983「明朗・誠実」村上敏治編『小学校
道徳 内容の研究と展開』明治図書、pp.50-55
- 新田孝彦 1982「義務と責任」『北海道大学文学部紀
要』第31巻、第1号、pp.1-42
- 波多野述磨・大平勝馬・深川恒喜 1968「道徳の内
容とその構造」宮田丈夫・村松謙編『小学校
学習指導要領の展開 道徳編』明治図書
- 坂東洋介 2019「正直と誠」日本思想史事典編集委
員会編『日本思想史事典』丸善出版、pp.52-
55
- 藤田昌士 1985『道徳教育』エイデル出版
- 古川哲史 1961『道徳教育』文化女子大学出版局
- ボルノー、オットー、フリードリヒ (森田孝訳)
1983『徳の現象学』白水社
- 松下良平 2011『道徳教育はホントに道徳的か?』日
本図書センター
- 丸山眞男 1998『丸山眞男講義録』第7冊、東京大
学出版会
- 村上敏治 1978「明朗・誠実」青木孝頼・井沢純・
佐藤俊夫編『改訂 小学校学習指導要領の展開
道徳編』明治図書、pp.53-55
- 文部省 1937『国体の本義』
- 文部省 1945『中等修身一 編纂趣意書』
- 文部省 1958『中学校指導書 道徳編』東洋館出版社
- 文部省 1969『小学校指導書 道徳編』大蔵省印刷局
- 文部省 1970『中学校指導書 道徳編』大蔵省印刷局
- 文部省 1978a『小学校指導書 道徳編』大蔵省印刷局
- 文部省 1978b『中学校指導書 道徳編』大蔵省印刷局
- 文部省 1989a『小学校指導書 道徳編』大蔵省印刷局
- 文部省 1989b『中学校指導書 道徳編』大蔵省印刷局
- 文部省 1999a『小学校学習指導要領解説 道徳編』大
蔵省印刷局
- 文部省 1999b『中学校学習指導要領解説 道徳編』大
蔵省印刷局
- 文部科学省 2008a『小学校学習指導要領解説 道徳
編』東洋館出版
- 文部科学省 2008b『中学校学習指導要領解説 道徳
編』日本文教出版
- 文部科学省 2017『小学校学習指導要領解説 道徳編』
廣済堂あかつき
- 文部科学省 2018『中学校学習指導要領解説 道徳編』
教育出版

